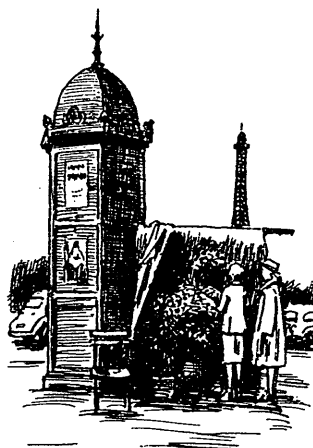


社会保障の将来

Gilmo Rigato (イタリア)



本稿には、ある組織的な社会保障制度の採用を目指す準備として、保護制度を調和させる観点から必要とされる活動の試みが示されている。

半世紀には僅かに足りない期間に、技術や工業の発達の実現され、それらの発達に刺激されて、また、その発達をもたらした経済的および社会的な必然的結果として、イタリアの保護制度はきわめてきびしい経済的な環境におかれている新しいカテゴリーやグループの被用者および自営業者に、次第に適用を拡大して、異なったそれぞれの道を辿りながら展開し、かつ発達してきた。社会連帯のも

つ広がり、社会保険を直ちにある社会保障制度に到達させるに必要な公的扶助や救済策との直接的結びつきを要求することから、社会保険がまだ依然として阻害されている限りでは、唯一の弱点がある。

しかし、この障害は社会保険の拠出と社会費用の財源調達との間における、つまり、複雑な補助的、追加的および補足的な形による社会保険と社会扶助の間における経済的な困難と不調和から成りたっているが、その障害を克服するためには、次のような点について、まず納得させ、その次に適切な法律的手段によって、次のようなことを設けさせるこ

とである。つまり、所得水準に関係なくすべての市民が生命の危険にさらされており、とくに、職業をもつ人びとではそれが強い。いかなる方法で労働が行なわれようとも、労働は常に社会のために計画されている。また、社会保障が国家によって規定され、かつ保証されている場合には、社会保障は近代的な経済において、最も効果的な活動力の1つであり、その仕組みがもっている国民所得の再分配を通じて、消費を拡大し、しかもその結果として新しい雇用を造り出す能力もっている。

既存の保護制度を改善する現在のニードからいえば、ある直接的な活動の形というものは次のようなものを含んでいる。

- (a) イタリアから市民達が移住していった関係国と社会保険条約の締結(それらの国々はブラジル、カナダ、アメリカ合衆国、ヴェネズエラ、オーストラリア、リビア、エジプト、エチオピア、ソマリなどである)。

- (b) EEC の 6 カ国、オーストリア、アルゼンチン、イギリス、ユーゴスラヴィア、モナコ、ノルウェー、スペイン、スウェーデンおよびスイスの各国、ならびに ILO の主要な条約に関係のあるすべての国々との間における条約の諸規定改善。
- (c) すべてのカテゴリーの被用者（公共部門と民間部門）および自営業者に対するそのような国際的協約で定められた基準の拡大。
- (d) 保険の適用（強制、任意性および移転による）を定めた諸規定の統合化と簡素化を通じて、既存の基準に取入れるダイナミックな要素の採用。
- (e) とくに関係各国の領域を同一視し、かつ外国人と内国人の労働者に対する平等待遇の基本原則の適用について述べている一般的な国際的必要条件に対応させて、法律にもとづく制度や関連を有する保険の管理運営の統合化。
- (f) 準備された資金の海外持出しや、受給資格の照会が要求された場合に行なう権

利の照会を便利にするために用意するある国際的な基金の設立。この基金はそのような資金が支払われたり、あるいは受領する場合に、市民権や領土の差別をなくすことを意図している。

他の手段として、とくに給付や扶助を管理する機関の再編成、法律に示された諸規定の簡素化と統合化、および国際的な法にもとづく手段の運営を改善する観点による調整のような制度内における手段も、同時に実施されるべきである。

これらは活動の形を示すもので、それらは真剣に研究されており、また抛出方式の改革とともに将来の型に組みこまれようとしている。なお、この抛出方式の改革は、今日の消費社会が伝統的な蓄積の形成に不向きであり、準備として貯える共同の資金以外の他のなんらかの形をほとんど信頼できない状況に労働者を置いている事実をふまえて、すべての所得を資金源とする課税を、他の各機能の中に設けようとするものである。

過去30年にわたり社会保障分野で要求された経験と社会保障にかんする研究は、社会の発達と危険の増大や重大さの不調和に対して、社会保障制度において注意深く検討された革新と改善に最も大きな刺激を与えるべきである。

このような関係から、社会保障省を設立しようとして広範な分野で述べられている社会保障省設立の要求を満たすのは不可欠なことであり、同省は公的および私的な保険や扶助の双方を管理運営するのを促進し、また調整するのを担当するであろう。

Prospettive di Sicurezza Sociale, Rivista italiana di diritto sociale, No. 1, 1970, pp. 28-35; No. 4, '71.

（以上 6 編の「ISSA 海外論文要約より」は、ISSA の Advisory Committee — 1967年10月 — による了解にもとづき、*Social Security Abstracts* より採用した）

（平石長久 社会保障研究所）